

鹿 児 島 県 公 報

平成20年9月17日（水）号外の2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇所2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

条 例

○地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（※）

（総務課取扱い） 1

条 例

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成20年9月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第47号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第1条 報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条第5項」を「第203条の2第4項」に改める。

（鹿児島県特別職報酬等審議会条例の一部改正）

第2条 鹿児島県特別職報酬等審議会条例（昭和39年鹿児島県条例第74号）の一部を次のように改正する。

第2条中「報酬の」を「議員報酬の」に、「報酬等」を「議員報酬等」に改める。

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第3条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鹿児島県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

（鹿児島県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第4条 鹿児島県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成9年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿児島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

第1条中「第203条第5項」を「第203条第4項」に、「報酬」を「議員報酬」に改める。

第2条の見出しを「(議員報酬)」に改め、同条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第3条（見出しを含む。）及び第4条（見出しを含む。）中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第5条第3項中「同じ。）」の次に「又は協議等の場（鹿児島県議会会議規則（平成3年鹿児島県議会規則第1号）第118条第1項に規定する協議等の場及び同条第2項の規定により設けられる協議等の場をいう。以下同じ。）」を加える。

第8条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

別表第1中「報酬額」を「議員報酬額」に改める。

別表第3備考4の(1)中「会議」の次に「又は協議等の場」を加える。

（鹿児島県政務調査費の交付に関する条例の一部改正）

第5条 鹿児島県政務調査費の交付に関する条例（平成13年鹿児島県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14項及び第15項」に改める。

（鹿児島県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部改正）

第6条 鹿児島県議会議員の報酬の特例に関する条例（平成19年鹿児島県条例第55号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿児島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

「報酬の」を「議員報酬の」に、「鹿児島県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「鹿児島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の報酬及び費用弁償に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の鹿児島県特別職報酬等審議会条例の規定、第3条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定、第4条の規定（鹿児島県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条第3項及び別表第3備考4の(1)の改正規定を除く。）による改正後の鹿児島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の鹿児島県政務調査費の交付に関する条例の規定及び第6条の規定による改正後の鹿児島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の規定は、平成20年9月1日から適用する。